

平成24年4月

滋賀県議会臨時会議案

目 次

	頁
議第105号 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案.....	1
議第106号 滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案.....	2
議第107号 専決処分につき承認を求めることについて（滋賀県税条例の一部を改正する条例）	3

案 例 条

議第105号

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年4月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表(20)の項および(34)の項中「市町」を「町」に改め、同表(46)の2の項を削り、同表(54)の項中「市町」を「町」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第106号

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年4月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例（昭和41年滋賀県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条および第5条ならびに付則第4項中「平成24年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の規定は、平成24年4月1日から適用する。

そ の 他 の 議 案

議第107号

専決処分につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成24年4月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

専決処分につき承認を求めることについて

滋賀県税条例の一部を改正する条例の制定については、緊急に処理する必要があり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のように専決処分したから、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

滋賀県税条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり滋賀県税条例の一部を改正する条例を制定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成24年3月31日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県税条例の一部を改正する条例

滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

付則第5条の4第1項第2号ウ中「および第10条の3」を「から第10条の3の2まで」に改める。

付則第7条の4第1項および第2項中「平成24年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

付則第8条第9項および第10項を削り、同条第11項中「平成24年3月31日」を「平成26年3月31日」に改め、同項を同条第9項とし、同条第12項中「附則第7条第15項」を「附則第7条第13項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第13項中「附則第7条第16項」を「附則第7条第14項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第14項を同条第12項とし、同条第15項中「附則第7条第19項」を「附則第7条第17項」に、「附則第7条第20項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第13項とする。

付則第8条の2第1項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同条第2項中

「もしくは第4項」を削る。

付則第9条第4項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第9条の3第1項」を「附則第9条の2第1項」に改め、同項を同条第4項とする。

付則第9条の2第1項および第3項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

付則第9条の4第1項中「第22項」の右に「ならびに第70条の4の2第1項、第2項、第4項、第7項、第8項（同条第4項および第7項に係る部分に限る。）、第9項および第10項（同法第70条の4第3項、第9項、第12項から第14項まで、第18項から第20項までおよび第23項から第38項までに係る部分を除く。）」を加え、同条第6項中「第19項または」を「第19項もしくは」に、「の規定の適用があつた場合を含む。」の規定または法を「または同法第70条の4の2第7項（同条第8項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用があつた場合を含む。」の規定または法に、「の規定の適用があつた場合を含む。」の規定または第1項を「または同法第70条の4の2第7項の規定の適用があつた場合を含む。」の規定または第1項に、「同条第5項」を「同法第70条の4第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項の次に次の2項を加える。

6 第1項の規定によつてその例によることとされる租税特別措置法第70条の4の2第1項の規定の適用を受ける同項に規定する特定貸付農地等（以下この項および次項において「特定貸付農地等」という。）の貸付けに係る期限（当該期限の到来前に同項に規定する特定貸付け（以下この項および次項において「特定貸付け」という。）に係る同項に規定する賃借権等（以下この項および次項において「賃借権等」という。）の消滅があつた場合には、当該消滅の日。以下この項において「貸付期限」という。）が到来した場合において、同項の規定の適用を受ける同条第2項に規定する猶予適用者（以下この項および次項において「猶予適用者」という。）は、当該貸付期限から2月以内に、当該貸付期限が到来した特定貸付農地等について、新たな特定貸付けを行つている旨または当該猶予適用者の農業の用に供している旨その他の施行規則附則第4条第3項において読み替えて準用する財務省令で定める事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。この場合において、当該貸付期限が到来した特定貸付農地等のうち新たな特定貸付けを行つた部分については、新たな特定貸付けに係る賃借権等の設定はなかつたものとみなす。

7 第1項の規定によつてその例によることとされる租税特別措置法第70条の4の2第4項の承認を受けた猶予適用者は、同項の承認を受けた特定貸付農地等について新たな貸付けを行つた日または当該猶予適用者の農業の用に供した日から2月以内に、新たな特定貸付けを行つている旨または当該猶予適用者の農業の用に供している旨その他の施行規則附則第4条第3項において読み替えて準用する財務省令で定める事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。この場合において、当該承認を受けた特定貸付農地等のうち新たな特定貸付けを行つた部分については、新たな特定貸付けに係る賃借権等の設定はなかつたものと、農業経営は廃止していないものとみなす。

付則第10条の2の2第2項中「第8項第1号、第2号もしくは第3号イに掲げる軽油自動車または付則第10条の2の4第1項に規定する第1種省エネルギー自動車」を「次に掲げる自動車」に改め、「新規登録等」の右に「（道路運送車両法第7条の規定による登録または同法第59条の規定による検査（同条第1項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条および付則第10条の2の4において同じ。）」を加え、「法附則第12条の2の2第2項」を「同条第4項から第7項まで」に、「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて施行規則附則第4条の4第4項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第4条の4第5項に規定するものをいう。付則第10条の2の4第1項から第3項までにおいて同じ。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則附則第4条の4第6項に規定するものをいう。次号および付則第10条の2の4第1項において同じ。）を除く。以下この条および付則第10条の2の4第1項において同じ。）

ア 乗用車または車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条ならびに付則第10条の2の4第1項および第7項において同じ。）が2.5トン以下のバスもしくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第1項に規定するもの

- (7) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項および付則第10条の2の4第1項において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第4条の4第8項に規定するもの（以下この条および付則第10条の2の4第1項において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ロ) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号に規定するエネルギー消費効率（以下この条および付則第10条の2の4第1項において「エネルギー消費効率」という。）が施行規則附則第4条の4第9項に規定するエネルギー消費効率（第4項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条および付則第10条の2の4第1項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれに

も該当するもので施行規則附則第4条の5第2項に規定するもの

(7) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(4) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(9) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第3項に規定するもの

(7) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(4) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(9) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。以下この条および付則第10条の2の4第1項において同じ。）

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第4項に規定するもの

(7) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第4条の4第11項に規定するもの（以下この条および付則第10条の2の4第1項において「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(4) 窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(9) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第5項に規定するもの

(7) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第6項に規定するもの

(7) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第14項に規定するもの（以下この条および付則第

10条の2の4第1項において「平成21年軽油重量車基準」という。)に適合すること。

(イ) 窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第7項に規定するもの

(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

付則第10条の2の2第3項中「法附則第12条の2の2第2項または前項」を「前項または付則第10条の2の4第4項から第7項まで」に、「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車または車両総重量が2.5トン以下のバスもしくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第8項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第9項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第10項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれに

も該当するもので施行規則附則第4条の5第11項に規定するもの

(7) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(4) 窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(7) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第12項に規定するもの

(7) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第13項に規定するもの

(7) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(4) 窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(7) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第14項に規定するもの

(7) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

付則第10条の2の2第4項を次のように改める。

- 4 第2項(第1号アに係る部分に限る。)および前項(第1号アに係る部分に限る。)の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則附則第4条の5第15項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(付則第10条の2の4第1項において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。)を算定する方法として施行規則附則第4条の5第16項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第2項第1号ア(7)中「施行規則附則第4条の4第9項に規定するエネルギー消費効率(第4項において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条および付則第10条の2の4第1項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。))に100分の110」とあるのは「基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。))に100分の138」と、前項第1号ア(7)中「平成27年

度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

付則第10条の2の2第5項から第8項までを削る。

付則第10条の2の4第3項中「前2項」を「前各項」に、「附則第4条の6第6項」を「附則第4条の6第10項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第2項中「第2種省エネルギー自動車」を「第3種環境対応車」に改め、「（付則第10条の2の2第4項から第7項までまたは前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）」を削り、「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 付則第10条の2の2第3項第1号（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）
に掲げるガソリン自動車
- (2) 付則第10条の2の2第3項第2号ウまたはエに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

付則第10条の2の4中第2項を第3項とし、同項の次に次の4項を加える。

4. 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（施行規則附則第4条の6第1項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から1,000万円を控除して得た額」とする。
 - (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第3条第1項に規定する基本方針（次項および第6項において「基本方針」という。）に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。
 - (2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第8条第1項に規定する公共交通移動等円滑化基準（次項および第6項において「公共交通移動等円滑化基準」という。）で施行規則附則第4条の6第2項に規定するものに適合するものであること。
5. 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（施行規則附則第4条の6第3項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から650万円（乗車定員30人未満の付則第10条の2の4第5項に規定する路線バス等にあつては、200万円）を控除して得た額」とする。
 - (1) 基本方針に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。
 - (2) 公共交通移動等円滑化基準で施行規則附則第4条の6第4項に規定するものに適合するも

のであること。

- 6 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造および設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等（第3号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（施行規則附則第4条の6第5項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から100万円を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 公共交通移動等円滑化基準で施行規則附則第4条の6第6項に規定するものに適合するものであること。

(3) 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造および設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

- 7 次に掲げるトラック（施行規則附則第4条の6第7項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日（第1号に掲げるトラックのうち車両総重量が22トンを超えるものおよび第2号に掲げるトラックにあつては、平成26年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が8トンを超えるトラック（施行規則附則第4条の6第8項に規定するけん引自動車および被けん引自動車を除く。）であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号において「制動装置保安基準」という。）で施行規則附則第4条の6第9項に規定するものに適合するもの

(2) 車両総重量が13トンを超えるトラック（施行規則附則第4条の6第8項に規定するけん引自動車に限る。）であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準で施行規則附則第4条の6第9項に規定するものに適合するもの

付則第10条の2の4第1項中「第1種省エネルギー自動車」を「第2種環境対応車」に改め、「（付則第10条の2の2第4項から第7項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）」を削り、「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 付則第10条の2の2第2項第1号（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げるガソリン自動車

(2) 付則第10条の2の2第2項第2号ウまたはエに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

付則第10条の2の4中第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

次に掲げる自動車（以下この項において「第1種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第1種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から45万円を控除して得た額」とする。

(1) 電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。）

(2) 天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則附則第4条の4第1項に規定するものをいう。）のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第2項に規定するもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同条第3項に規定するもの

(3) 充電機能付電力併用自動車

(4) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車または車両総重量が2.5トン以下のバスもしくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の4第7項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) 次のいずれかに該当するものであること。

a エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

b エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること（平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則附則第4条の4第15項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車に限る。）。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の4第10項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得

た数値以上であること。

(5) 次に掲げる軽油自動車

ア 乗用車のうち、平成21年輕油軽中量車基準に適合するもの

イ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の4第13項に規定するもの（電力併用自動車に限る。）

(イ) 平成21年輕油重量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率に平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

付則第10条の2の6第1項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同項の表電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者で施行規則附則第4条の7第1項に規定するものの項を削り、同表警察の用に供する電気通信設備を設置し、および管理する者の項中「電気通信設備の電源の用途」を「電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第2号に規定する電気通信設備（以下この表において「電気通信設備」という。）の電源の用途（通常の電力の供給が絶たれた場合その他施行規則附則第4条の7第1項に規定する場合の用途に限る。以下この表において同じ。）」に改め、同表放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号に規定する基幹放送事業者または同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者の項を削り、同表自衛隊の使用する機械を管理する者の項中「附則第4条の7第5項」を「附則第4条の7第2項」に改め、同表農業または林業を営む者、委託を受けて農作業を行う者で施行規則附則第4条の7第6項に規定するもの、農地の造成または改良を主たる業務とする者および素材生産業を営む者で同条第7項に規定するものの項中「附則第4条の7第6項」を「附則第4条の7第3項」に、「同条第7項」を「同条第4項」に改め、同表建設用粘土製品製造業を営む者の項および鉄鋼業を営む者の項を削り、同表とび・土工工事業で施行規則附則第4条の7第8項に規定するものを営む者の項中「附則第4条の7第8項」を「附則第4条の7第5項」に改め、同表航空運送サービス業で施行規則附則第4条の7第9項に規定するものを営む者の項中「附則第4条の7第9項」を「附則第4条の7第6項」に、「附則第4条の7第10項」を「附則第4条の7第7項」に改め、同表木材加工業で施行規則附則第4条の7第11項に規定するものを営む者の項中「附則第4条の7第11項」を「附則第4条の7第8項」に改め、同表木材市場業で施行規則附則第4条の7第12項に規定するものを営む者の項中「附則第4条の7第12項」を「附則第4条の7第9項」に改め、同表たい肥製造業で施行規則附則第4条の7第13項に規定するものを営む者の項中「附則第4条の7第13項」を「附則第4条の7第10項」に改め、同表自動車教習所業で施行規則附則第4条の7第14項に規定するものを営む者の項およびゴルフ場業を営む者の項を削る。

付則第10条の3第1項中「施行規則附則第5条第1項に規定する」を「内燃機関を有しない」に、「附則第5条第2項」を「附則第5条第1項」に、「附則第5条第3項」を「附則第5条第

2項」に、「およびメタノール」を「メタノール」に、「同条第4項」を「同条第3項」に、「同条第3項」を「同条第2項」に、「ならびに」を「およびガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて施行規則附則第5条第4項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第5条第5項に規定するものをいう。第3項において同じ。）ならびに」に改め、同項第1号中「平成11年3月31日」を「平成13年3月31日」に改め、同項第2号中「平成13年3月31日」を「平成15年3月31日」に改め、同条第3項第2号ア中「この項」の右に「および次項」を加え、「もの（以下この号および次項」を「もの（以下この号」に改め、同号イ中「および次項」を削り、同項第3号中「（内燃機関を有する自動車と併せて施行規則附則第5条の2第5項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第5条の2第6項に規定するものをいう。）」を削り、「同条第7項に規定するものをいう」を「施行規則附則第5条の2第5項に規定するものをいう。次項において同じ」に改め、同項第4号中「附則第5条の2第8項」を「附則第5条の2第6項」に、「以下この条において「基準エネルギー消費効率」を「次項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第6項において「平成22年度基準エネルギー消費効率」に、「附則第5条の2第9項」を「附則第5条の2第7項」に、「同条第10項」を「施行規則附則第5条の2第8項」に改め、同条第4項中「平成20年4月1日から平成21年3月31日まで」を「平成24年4月1日から平成25年3月31日まで」に、「平成21年度分」を「平成25年度分」に、「平成21年4月1日から平成22年3月31日まで」を「平成25年4月1日から平成26年3月31日まで」に、「平成22年度分」を「平成26年度分」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第9項に規定するもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同条第10項に規定するもの

付則第10条の3第4項第3号中「に100分の125」を「であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項および第6項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110」に、「附則第5条の2第13項」を「附則第5条の2第11項」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 充電機能付電力併用自動車

付則第10条の3第5項中「基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値」を「平

成27年度基準エネルギー消費効率」に、「附則第5条の2第14項」を「附則第5条の2第12項」に、「平成21年4月1日から平成22年3月31日まで」を「平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車」が平成25年4月1日から平成26年3月31日まで」に、「平成22年度分」を「平成26年度分」に改め、同条第6項中「前3項」を「第3項、第4項（前項において読み替えて準用する場合を含む。）または第5項（前項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 第4項（第4号に係る部分に限る。）および前項の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則附則第5条の2第13項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成22年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として同条第14項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第4項第4号中「基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項および第6項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110」とあるのは「前項第4号に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138」と、前項中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「第3項第4号に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

付則第21条の見出し中「適用期間」を「適用期間等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項もしくは第4項または第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における付則第5条の4および第5条の4の2の規定の適用については、付則第5条の4第1項第1号中「または阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）第16条第1項から第3項まで」とあるのは「、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）第16条第1項から第3項までまたは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第3項もしくは第4項もしくは第13条の2第1項から第5項まで」と、「住宅借入金等の金額」とあるのは「住宅借入金等の金額（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項または第4項の規定の適用を受ける者の有する平成23年から平成25年までの居住年に係る同条第5項第1号に規定する新規住宅借入金等の金額を除く。）」と、

「当該金額」とあるのは「当該住宅借入金等の金額」と、「これらの規定」とあるのは「租税特別措置法第41条第2項もしくは第41条の2、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項までまたは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項もしくは第4項もしくは第13条の2第1項から第5項までの規定」と、「計算した同項」とあるのは「計算した租税特別措置法第41条第1項」と、付則第5条の4の2第1項第1号中「または阪神・淡路大震災の被災者等に係る国

税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで」とあるのは、「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項までまたは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項もしくは第4項もしくは第13条の2第1項から第5項まで」とする。

付則第22条第4項中「警戒区域設定指示（）」を削り、「事故」の右に「（以下単に「原子力発電所の事故」という。）」を加え、「第15条第3項または」を削り、「第20条第3項」の右に「または第5項」を加え、「内閣総理大臣または」を削り、「」が市町村長」を「以下同じ。）が市町村長または都道府県知事」に、「をいう。以下同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域（警戒区域設定指示の対象区域をいう。以下同じ。）内に」を「の対象区域（原子力発電所の事故に関して同法第20条第3項または第5項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長または都道府県知事に対して行つた指示において近く同号に掲げる指示が解除される見込みであるとされた区域を除く。次条第1項において「避難指示区域」という。）のうち当面の居住に適さない区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下「居住困難区域」という。）内に当該居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において」に、「警戒区域設定指示が解除された」を「居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた」に改め、同条第5項および第6項中「警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域」を「居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域」に、「警戒区域設定指示が解除された」を「居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた」に改める。

付則第23条第1項中「警戒区域設定指示区域内」を「避難指示区域であつて平成24年1月1日において原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行つた同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であつた区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下「自動車持出困難区域」という。）内に」、「警戒区域設定指示区域に係る警戒区域設定指示が行われた」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた」に改める。

付則第25条第1項中「平成23年度から平成25年度までの各年度分」を「平成24年度分および平成25年度分」に改め、同条第4項中「警戒区域設定指示区域について警戒区域設定指示が行われた」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、付則第5条の4の改正規定は、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）の施行の日またはこの条例の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の滋賀県税条例（以下「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 3 改正前の滋賀県税条例（以下「旧条例」という。）付則第8条第10項の規定は、同項に規定する家屋の取得が施行日から平成26年3月31日までの間に行われたときに限り、当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成24年3月31日」とあるのは、「平成26年3月31日」とする。
- 4 施行日前に旧条例付則第9条第4項に規定する認定がされた同項に規定する認定中小企業承継事業再生計画に従って事業の譲渡または資産の譲渡を受けた同項に規定する認定中小企業承継事業再生事業者が同項に規定する不動産を施行日以後に取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。
- 5 旧条例付則第22条第4項に規定する代替家屋の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 6 旧条例付則第22条第5項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 7 旧条例付則第22条第6項に規定する農用地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

- 8 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
- 9 旧条例付則第23条第1項に規定する他の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

- 10 新条例付則第10条の2の6第1項の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 11 新条例付則第10条の3の規定は、平成24年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成23年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
- 12 旧条例付則第25条第1項に規定する場合における同項に規定する他の自動車に対して課する自動車税については、なお従前の例による。
- 13 旧条例付則第25条第4項に規定する場合における同項に規定する対象区域内自動車に対して

課する自動車税については、なお従前の例による。